

## 第1回古平町議会定例会 第4号

平成27年3月12日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 議案第 6号 平成27年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算  
(予算審査特別委員長報告)
- 7 議案第25号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第11号)
- 8 議案第26号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案
- 9 議案第27号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 10 一般質問
- 11 意見案第1号 泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める要望意見書
- 12 意見案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 15 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 16 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(行財政構造改革調査特別委員会)

### ○出席議員（9名）

議長	10番	逢見輝統君	2番	岩間修身君
	3番	中村光広君	4番	本間鉄男君
	5番	堀清君	6番	高野俊和君
	7番	木村輔宏君	8番	真貝政昭君
	9番	工藤澄男君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	本	間	順	司	君
副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総	務	課	小	玉	正	司	君
会	計	管	白	岩		豊	君
財	政	課	三	浦	史	洋	君
民	生	課	和	泉	康	子	君
保	健	福	佐	藤	昌	紀	君
産	業	課	村	上		豊	君
建	設	水	本	間	好	晴	君
幼	児	セ	宮	田	誠	市	君
教	育	次	佐	々	容	子	君
財	政	係	人	木	完	至	君
		長		見			

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	長	中	村	貴	人	君
		兼						
		総						
		務						
		係						
		長						

開議 午前 9時59分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名の出席でございます。

説明員は、町長以下13名の出席をいただいております。

以上でございます。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 皆さん、おはようございます。ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 議案第6号ないし日程第6 議案第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算から進めます。

本件に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本件に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論。

○6番（高野俊和君） 初めに、平成27年度の予算編成に当たり、各課の職員、担当者の皆様、大変ご苦労さまでした。

私は、本年度の一般会計予算を執行することに当たり、賛成する立場から申し上げます。ことしは、国の地方交付税予算額の縮減により、当町におきましても前年比5%減の金額として8,300万円程度の減額を見込まれているようであります。さらには、平成23年度に新築されました古平小学校を初めとする大型建設事業の公債費の償還も始まることから、大変厳しい財政の運営を強いられることが予想されます。しかしながら、本年度は、来年3月撤退が決まっております小樽掖済会病院

の診療施設の買収はもとより、28年3月以降の町立診療所の確保に全力を挙げて取り組まなくてはなりません。しかしながら、町長の執行方針でも述べられておりましたけれども、現在のところ大変苦戦を強いられているようであります。今後の誘致活動には全力で取り組んでいただくことを期待しているものであります。また、そのための財源の確保も必要不可欠かと考えます。本年度は特別大きな建設事業の予定はないようでありますけれども、安心、安全に住み続けられる住まいづくりとして昨年度から平成29年までのスケジュールで清川団地の建設事業が始まり、今年度は2棟8戸が予定されております。さらには、老朽化の激しい沖集会所が緊急時の避難場所としての役割もあわせて建設される予定ということでもあります。高齢者の多い地区でありますから、住民の皆さんには心待ちにしているのではないかと想像されるものであります。また、昨年からことしにかけて、水産加工会社の経営破綻や、さらにはスケソウダラ漁の違反操業による停船命令など、当町にとっては大変厳しいショッキングな状況が続きましたけれども、このような状況のときこそ行政と町民が一体になって乗り切っていかななくてはならないと考えます。本年は、平成23年より10年間の計画期間として「住みよいやすらぎの郷、ふるびら」として定められた第5次総合計画の折り返しの年でもあります。人口減少や経済対策のための地方創生対策推進費などを上手に活用していただきまして、指導力を発揮していただくことを願いながら、平成27年度の予算を執行することに賛成するものであります。

以上です。

○議長（逢見輝統君） ほかに賛成討論ございますか。

○8番（真貝政昭君） 平成27年度の予算編成に当たりまして、町長初め職員の皆様に大変ご苦労さまとねぎらいをいたしたいと思えます。

予算案の審議に当たりまして質問の内容を見ますと、それこそ揺りかごから墓場までと、地方自治体の本来の仕事であります福祉、それを中心に質問が展開されたように思います。高野議員もおっしゃられましたけれども、ことしの古平町の事業展開は多岐にわたっております。高齢者共同生活住居朝風を認知症対応型共同生活介護施設へと、それから加工協の冷蔵庫を町で取得するなど、福祉から産業面まで多岐にわたっております。また、医療の面では、掖済会の診療所がいよいよ町立の診療所に向かって対応されている。介護のほうにおきましては、第6期計画の中に盛られました古平での特養建設と、大型事業が山積しているような状況にあります。しかし、これを実行する内容を見ますと、町長も施政方針で述べていましたけれども、一般財源である地方交付税を頭から5%カットするだとか、あるいは支出する段において町長の独自権限であります職員の給与支給についても頭から5%カットを押しつけてくるような状況が続いていると。さらに、収入、支出を見ますと、いよいよ消費税の影響が大型化してきている。当初3%で始まった消費税の影響というのは、二、三千万程度の影響で始まっています。それが5%になりまして5,000万前後に定着しまして、8%になりますと平成26年、27年の収入と、それから支出におきまして比較しますと、ついにダメージが1億を超えるような状況が定着しつつあると、消費税の影響は非常に多大であると。しかも、現ナマで打撃を与えるという実態が起きています。非常に悪い施策が国においては行われていると、地方にとっては大打撃であります。さらに、介護施設におきましては、特に特養を狙い撃ちするよ

うな診療報酬の改定がありまして、当町の事業におきましてもデイサービス部門が狙い撃ちされるような、2%から10%カットというような、そういう経済的なダメージを受けている状況にあります。介護の事業を展開するにしても大きなダメージが与えられていると。それから、医療におきましても、診療所を継続させる上において非常に町長は困難な状況に落ちていると、法人を確保できないというような苦しい立場に置かれています。いずれも国政の失策です。地方創生といいますけれども、地方の施策を邪魔する政治が今強められていると、そうとしか思われない実態が今回の予算審議でうかがわれました。何としてもこれを打開したいという思いであります。

しかし、そういう中で、町長におかれましてはことし幾つかの前進策が見られます。子供の医療費の対象者を中学生までだったのを高校生まで拡大する。あるいは、去年からですけれども、高校生への通学費助成、これがことしも行われる。それから、人口減少対策としては若者定住策を、去年はやや失敗ごみでしたけれども、ことしは本腰を入れて取りかかろうとしている姿が見受けられます。さらに、町内の経済活性化におきましても昨年同様住宅リフォーム助成、これを継続して行われる。こういう意欲的な面がうかがわれます。さらに、町内、特に高齢者あるいは独居世帯が困っている置き雪対策におかれましても、積雪深度20センチを15センチに戻して置き雪対策を強化する。さらに、シャッターつきマルチプラウを1台導入して町の3台体制を確立すると、こういう意欲的な施策が見られました。ぜひともこういう傾向を強めていただきたいと思う次第です。さらに、国保会計におかれましては、国保税の増税をやめて一般会計からの財政支援をことしも継続して行くと、これは町民の生活を守るという上では非常に大事な施策でありますので、ぜひともこの事業を続けて町民の生活を守っていただきたいと思う次第であります。さらに細々といろいろな課題がありまして、それらについても徐々に対応を強めていただいておりますので、私としましては国には文句はありますけれども、そういう中で精いっぱい努力されている姿がありますので、この会計予算に賛成する次第です。

以上です。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 全会一致であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本件に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本件に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、次に賛成討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 全会一致です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本件に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本件に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 全会一致です。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第9号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本件に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本件に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 全会一致です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第10号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 全会一致です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 全会一致です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第25号

○議長(逢見輝統君) 日程第7、議案第25号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程のありました議案第25号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第11号)について提案理由のご説明をいたします。

これにつきましては、当初今定例会の冒頭では通常の補正予算をご審議いただきまして、今回これにつきましては国の補正予算に絡む部分でございます。少し前段ご説明長くなりますが、お聞きください。国のほうで昨年12月27日に緊急経済対策を出しまして、それに対応するような補正予算を提出しております。国の26年度の一般会計の補正予算が2月3日に成立してございます。その中に、地域の住民の生活支援のための交付金が盛り込まれてございます。1点目としては、今現在の経済情勢を踏まえた生活者への支援ということで、地域の消費喚起・生活支援型ということで2,500億円盛り込まれてございます。2点目としては、まち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行的な実施ということで、名称は地方創生先行型ということで1,700億円盛り込まれてございます。その実際の制度の内容につきましては2月10日に内閣府のほうから発表されて、本町への交付限度額につきましても内示がございました。それに対応するような予算組みでございます。町のほうとしては、これまで創生の本部の会議を4度ほど開催いたしまして、どういうものが対象になるかといろいろ考えまして、今回の提案となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,979万4,000円を追加して、総額を36億6,719万2,000円とするものでございます。

款項区分ごとの補正額については、2ページ、3ページの歳入歳出予算補正に載せてございます。

また、これにつきましては、この時期の提案ということで、年度内に執行が見込まれませんので、全額を繰越明許費として補正したいと考えてございます。それにつきましては、第2表に載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。7ページ、8ページです。2款に新しく7項を設けます。名称は地域活性化・地域住民生活等緊急支援対策費ということで、補正額4,979万4,000円を新しく設けます。2つに分けまして、まず1目としまして地域消費喚起・生活支援対策費ということで1,360万7,000円を追加します。まず、19節のほうにプレミアム商品券の発行事業の補助金ということで1,070万円、内訳としましてはプレミアム部分で1,000万円、また商品券の印刷代などに70万円ということで1,070万円でございます。冬の給付金助成金の部分につきましても280万円、これまで実施してございます実績としては、世帯数ことし26年度では265世帯、その前の25年度では257世帯、24年度では278世帯ということで、それを勘案しまして一応280世帯、1万円ということで計上して、低所得、高齢者、またひとり親の家庭ということで考えてございます。そして、上の12節の郵便料につきましては、給付金の部分の決定通知、それから簡易書留の郵便料10万7,000円でございます。

続いて、2目地方創生先行型対策費3,618万7,000円を設けてございます。1節、総合戦略策定委員会委員報酬ということで、総合戦略というものを策定するものでございますが、その委員さんを町内から10名ほど選んで、3回ほど開催するという考えで15万3,000円の追加でございます。4節共済費、臨時事務職員社会保険料38万4,000円ということで、臨時職員の1名分の社会保険料でございます。続いて、7節賃金、1名分、1年間ということでこの金額をのせております。内容としては、ホームページ、ふるさと納税の充実などの仕事をするということで考えてございます。続いて、11節、消耗品費でございますが、総合戦略の策定に関する事務費で一応10万円ここに盛ってござい

す。続いて、12節、郵便料、総合戦略を策定するアンケートの実施で1,600通ということで計算してございます。続いて、13節、まずホームページの改修業務の委託料でございまして、大幅に改修しようということで165万7,000円計上しております。次に、プロモーション映像制作の委託料421万2,000円、これは5分ほどの動画を4本ぐらい、観光分野とか移住、定住促進みたいな移住の部分とか、そういう分野で4分野ほどの動画を作成していこうかなと考えてございます。次に、観光パンフレットの作成でございまして、237万6,000円、部数としては2万5,000部ということで考えております。続いて、総合戦略策定の支援委託料816万5,000円でございます。これにつきましては、今回の補正で全国的に都道府県、市町村がこれから5カ年の総合戦略、まち・ひと・しごとの総合戦略を立てなさいということで、その策定に必要な基礎データの収集、分析、資料の作成ということでこの金額を見てございます。続いて、19節、定住促進共同住宅の建設補助金1,000万円でございます。27年度予算にのせた部分の前倒しということで考えてございます。次に、マスコットキャラクターのPR事業補助金344万8,000円、これにつきましてはふるっぴーの着ぐるみの部分2体、またふるっぴーのシールを2万枚、あとエコバッグを世帯数1,600世帯ほどですので1,600枚ということで、その経費を盛ってございます。次に、創業者支援の補助金ということで、27年度予算にも盛ってございます新規雇用の助成です。この部分の助成金、そしてあと新規の業者さんのホームページを立ち上げるとしたら、その部分の立ち上げの補助というのですか、というのを盛ってございます。最後に、若者交流事業の実行委員会補助金ということで、これは昨今はやっている婚活とか街コンとか若者は呼んでおりますが、そのようなイメージに近いものでなるべく交流していただくということで、今後実行委員会を立ち上げて、どんなものにするか作り上げていくということで、つかみとして50万円をのせてございます。

これまで申した部分で新年度予算と重複している部分が多々ございます。定住促進とかプレミアム商品券で1,000万、1,000万で2,000万です。あとちょこちょこことありまして、合計では重なっている部分では2,440万円ほどございますが、本来ではその部分補正で同時に落とすべきなのですが、これにつきましては今後の6月の定例会とか、そういうような考えで、二重に重なっている部分は27年度のほうから落としていこうかなと考えてございます。

続いて、歳入、5ページ、6ページでございます。13款2項7目総務費補助金、既定の予算に4,327万2,000円を追加して、4,978万9,000円とするものでございます。新しく節、2節を設けます。金額4,327万2,000円、まず歳出に連動しますように消費喚起の部分で1,026万4,000円、そして地方創生先行型3,300万8,000円ということで、国から限度額の内示が来た金額をここにのせております。

続いて、14款2項1目総務費補助金、既定の予算に250万円を追加して、255万円とするものでございます。新しく2節を設けております。道のほうでプレミアム商品券を市町村が発行する場合にプレミアムの5%以内を補助するというところでお知らせがございましたので、そちらのほうに手を挙げて、当町のほうでは古平は250万円の希望ということで、受理したという文書が来てございますので、その金額をのせております。

続いて、17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に400万円を追加して、8,750万円とするものです。財源の調整で、足りない部分400万円をここで繰り入れ、追加させていただきます。

最後に、19款4項2目雑入、既定の予算に2万2,000円を追加して、2,989万1,000円とするものでございます。その他収入で端数の部分財源調整させていただきます。

歳出予算にのせましたもろもろの部分につきましては、いろいろ考えての計上でございますが、細かい部分の精査というのですか、きちんとした考えで上がっていない部分もございます。予算で成立いたしましたしてから、今後少し内容をもんでいっての実行となると考えてございます。

以上、提案理由の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 8ページの委託料の中で、プロモーション映像ということで先ほど動画4本ぐらいということなのですが、動画をどのような形で、MDに入れておくとか、どういう保存の仕方か。函館なんかは、今一番全国的に人気のあるのはイカール星人という、ストーリーでもってホームページで見れるようになっております。こういうあれでもって動画をホームページに挿入して、それでもって全国にPRしていくというような、たまに何のストーリーとかとってちょっと変えたりしているところもあるので、せっかくプロモーションビデオをつくるのであれば、もっとその後に生かされるような、そういうようなプロモーションビデオをつくっていただきたいなと思います。以前にも古平町外の有志の方が古平の盆踊りだとか、何かそういうあれでもってつくっていただいたのですけれども、一般的にそれを日ごろから見れるというか、見るという、そういう機会がなかなかないと思うのです。今こういうパソコン、スマホの時代になりますと、そういうあれでもって見れる。ちょっと賢くなると、私なんかはできないのですけれども、ユーチューブに投稿して、それでもって人気を博するというか、そういうことも可能でないかなと思うので、その辺どのように考えておりますでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） プロモーションビデオの映像の関係でございますけれども、8ページに委託料、今言ったプロモーション映像制作業務委託料の上にホームページ改修業務委託料が載っております。165万7,000円と。このホームページですけれども、3点ほどあります。内容は改修です。動画の掲載ページをつくと。それから、今の観光のページを大幅に改修、全面改修する予定でございます。それから、ふるさと納税のページも今変えると。そういう3つの内容がホームページ改修業務の委託の中にあります。そういうことで、プロモーションビデオにつきましても、今のところ財政課長言いましたとおり短い3分か4分、その辺これから業者さんと話ししなければだめですけれども、移住対策のプロモーションビデオもつくりたいと、それからお祭りに特化したものを1本つくりたい、それと観光全般と。そして、もう一つは、産業課長先ほど説明ありましたけれども、チビスロウ、本当によくできているのでないかなと思いましたがけれども、全般的なものも、一年中撮影になりますので、そういうものもつくったほうがいいかなというふうに思って4本とありますけれども、これもこれから協議していきたいと。それから、動画載せるのは、業者さんの説明聞きますとやっぱりユーチューブのほうに接続するようなことを言ってございました。

○8番（真貝政昭君） 全体を繰越明許にするでしょう、これは新年度予算に追加されて増額されるという理解でよろしいのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 違います。繰越明許費の部分は、26年度予算で年度内執行ができない

部分がこの金額ですと、そのまま27年度にずれ込みます。27年度は別にちゃんとどんとありまして、上乘せというか、別のものとして最後は27年度決算として出しますので、別です。27年度予算と26年度から繰り越した4,900万円、あとほかの部分、丸山川とかございますけれども、その金額という別々です。そして、重複している部分2,400万円ほどの部分は、27年度予算書から6月定例をめぐりにして落とそうと、27年度予算書に載っている部分その金額落とそうという考えでございます。○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第26号及び日程第9 議案第27号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第26号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案と日程第9、議案第27号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案は関連がありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） ただいま一括上程されました議案第26号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案並びに議案第27号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成24年の4月に制定されました子ども・子育て支援法によりまして条例の制定並びに条例の一部改正をするものでありまして、この間去年の12月の定例会では子ども・子育て支援法に基づく古平町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の促進に関する基準を定める条例を制定してございます。今回上程する内容につきましては、この基準条例も前提にありますが、この4月、平成27年度から全国で一斉にスタートすることになります保育料の改定が主な内容でございます。また、この保育料につきましては、法律の改正から今後は保育料が利用者負担額というような名称に変わりました。この利用者負担額につきましては公の施設の利用料に該当することから、条例に徴収根拠を定めることとなりますことから、この条例制定を提案する次第でございます。

それでは、ページ数10ページをお開きください。古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例でございますが、第1条にはこの条例の趣旨といたしまして、利用

料、つまり保育料の徴収等に関し必要な事項を定めるというような趣旨を規定してございます。

また、第2条の定義でございますが、1号から5号までありますが、とりわけここで説明したいのは3号にあります利用者負担でございます。先ほど来から言っていますとおり、利用者負担につきましてはこれまでの保育料を指します。つまりこの保育料イコール利用者負担額につきましては、あくまでも国の法で定める額を限度として各市町村が定めなければならないことになってございます。

3条の利用者負担額につきましてご説明申し上げます。3条の1号、2号、3号と別表1に定める額、別表2に定める額、別表3に定める額と記載してございますが、この1行の別表第1に定める額、これにつきましては保育を必要としない3歳以上の子供と、私ども古平町が運営してございます認定こども園でいますと4歳児、5歳児の保育を必要としない短時間保育に当たる者に係る保育料を指します。それから、2号、3号につきましては従来の保育に係る保育料で、2号につきましては3歳以上の保育料、3号につきましては3歳以下の保育料を指すこととなります。詳しい内容につきましては、3条の保育料につきましては一番今回の条例制定並びに条例の一部改正の部分で根幹をなす部分ですので、後ほどこの部分については詳しく説明させていただきます。

第4条の月途中の入・退園（所）等に係る利用者負担金につきまして、この第4条につきましては日割りをもって計算することができるというような規定になってございます。

第5条の利用者負担額の徴収につきましては、あくまでも保育料は保護者から徴収することというふうに定めてございます。

次のページに行きまして、第6条の利用者負担額の減免、この部分についても減免をすることができる規定してございます。

また、第7条の利用者負担額の納期につきましても、それぞれその月の末日までとしてございます。

それで、附則の1項については、この条例は平成27年4月1日から施行するというので、第2項の古平町保育の実施に関する条例の廃止、この条例の制定をもちまして古平町保育の実施に関する条例を廃止するわけでございますが、この理由につきましては、保育の実施に当たりましては児童福祉法第24条の規定により条例で保育の実施基準を定めておりますが、新たな保育の実施基準につきましては子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定を根拠として、条例でこれを定める必要がなくなりました。このことから、本条例を制定するに当たり、その附則第2項で古平町保育の実施に関する条例を廃止することにいたしました。

次に、議案第27号の古平町保育所設置条例の一部を改正する条例をご説明いたします。17ページをお開きください。この一部改正条例につきましても今ご説明しました制定条例とほとんど内容が同じでございますので、2ページにわたり配付しております説明資料2ページ目の古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。第1条の改正内容、「保育に欠ける」から「保育を必要とする」、あるいは第4条の改正内容、さらには第5条の改正内容、これはそれぞれ子ども・子育て支援法の制定に伴いましての文言の整理、あるいは先ほど説明しました古平町保育の実施に関する条例の廃止に伴いますその根拠を法に委ねる内容の文言整理でございます。

それでは、根幹になります保育料についてご説明申し上げます。同じ資料の1ページ目、表紙にありますカラーで印刷してあります議案第26号説明資料をごらんください。この表につきましては、古平町の認定こども園でいきますと4歳児、5歳児の短時間保育の保育料に当たります。今後は、この表題に書いてありますとおり、教育標準時間認定（第1号認定、満3歳以上児）の利用者負担金に当たる表であります。

左側の町、現行の内容、あくまでも保育料、第1階層区分、ゼロ円から始まりまして、第5階層の保育料1万6,600円まで、この金額は米印1に記載しておりますとおり、町の現行の保育料につきましては、各階層とも長時間保育4歳以上児の保育料の40%、保育時間の比率をもって設定してございます。この表の右端を見てください。右端には国の新制度ということでもって、保育料から名称を変えた利用者負担額を載せてございます。米印2に記載のとおり、国で決めたこの利用者負担額、保育料につきましては、全国平均をもとに国が今回新たに定めた保育料でございます。また、この保育料の階層区分の区分方法につきましては、今回国のほうは従来の所得税額を根拠として区分していました区分階層内容を市町村民税の所得割課税額を基準として階層を新設してございます。

左側の町の現行、保育料ゼロ円から第5階層の1万6,600円に至るまでの内容と今説明しました右側のほうの国の新制度、新たに国で定めた金額、ゼロ円から第5階層の2万5,700円までの内容で町と国の間では保育料金が相当の隔たりがあることがわかると思います。それで、この表のちょうど真ん中ら辺に町の改正案ということでもって利用者負担額（b）と記してございますが、第1階層、ゼロ円から始まりまして、第5階層の1万7,900円、この金額が今回の制定内容としている保育料でございますが、米印4番に記載のとおり、古平町といたしましても国の階層区分を適用し、これまでの所得税額から市町村民税所得割課税額に変更するものでございます。その結果として、新旧、つまり町現行の階層、1階層から5階層までの流れと、それから今回新たに提案する町改正案の階層区分の流れに階層区分間にずれが生じていることが見てわかると思います。例を挙げますと、町現行の第3階層区分の保育料6,600円の部分を見ていただきますと、6,600円に位置する世帯は全部で6世帯いました。その6世帯のうち、3世帯は改正後では第2階層に位置され、金額的には4,200円ほど減額になります。逆に、残りの3件につきましては同じ3階層に行くわけですが、3階層の金額が6,600円から8,000円に上がることから、金額的には1,400円の増額となります。つまり結果としては在園児の世帯の保育料は、改正案で示すとおり、つまり矢印で赤い点線なり青い線で示すとおり、その世帯によっては安くなる世帯もあれば高くなる世帯もあります。これは、先ほど言ったとおり現行の階層区分の階層内容と改正後の階層区分の階層内容にずれを生じていることで、そのずれにつきましても、あくまでも国のほうの階層区分に従うというか、それを適用するということから生じたずれでございまして。

さらに、それを保育料でもって試算しますと、ほとんどというか、高くなる世帯より低くなる世帯のほうが多いというような今の現状です。今4歳児、5歳児のいる世帯、22世帯をこの表に落としたわけですが、この22世帯の現状を比較しますと高くなる世帯より低くなる世帯のほうが多いということでもって、それを試算しましたところ22世帯の1件当たりの月額平均で2,650円ほど減額

になります。結果的にこの2,650円を掛ける12カ月、そして掛ける22世帯でいいますと、全体の保育料、短時間保育の1号認定の保育料の部分だけを見ますと70万ほどの減収になります。ということで、総体的に見ますととりわけこの改定案につきましては高く設定したというような認識は持ってございません。

また、今回改正で各世帯に有利な部分がありまして、米印の5番目を見てください。多子世帯の保育料については、国と同様に小学校3年までの範囲において年長児の子供から順に、2番目は半額、3人目以降についてはゼロ円と規定、このように本町の保育料につきましてもこれと同じような適用内容を規定してございます。従来は、またうちの幼児センターを例に置きますと、4歳児、5歳児に1世帯から2人以上のお子さんがいた場合に2人目については半額、それから2学年でもって3人というのはこの間ありませんが、もし双子なり、そのような相当多数の多子世帯の場合は3人目はゼロ円と。でも、あくまでも認定こども園に入っている4歳、5歳児だけを対象にしていたが、この対象を小学校3年生までの範囲、範囲を小学校3年生までに延長しまして、例えば小学校1年、2年、3年生にお姉ちゃんなりお兄ちゃんがいて、そして2番目の妹あるいは弟が幼児センターのほうの4歳児あるいは5歳児である場合、幼児センターとしては1人しか入っていませんが、そのお子さんについては2番目の子供と考えまして半額、あるいは3人目はゼロ円というような規定に改正される内容になってございます。

なお、先ほどちょっと話は言ったか、これはあくまでも1号認定の部分で、先ほど出した2号認定、3号認定、つまり従来の保育に欠ける、今後は保育が必要な、つまり保育所の保育につきましては現行と変わりはございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論は、それぞれを一括して異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 新しい制度がスタートされるということで、前段に説明会があったときの資料なのですが、この4月から新しい制度でスタートするために古平町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例を制定する必要があると、それから古平町保育所設置条例の一部改正を行う必要があるということで、今回の2つの条例案が出されています。そのほかに、もう一つは、古平町特定教育・保育施設云々の今回の議案第26号なのですが、この条例制定に伴って、そして

条例で定めなければならない保育の実施基準が国の子ども・子育て支援法施行細則の規定が適用されることになったことと、この2つによりまして古平町保育の実施に関する条例の廃止というのが説明ではあったのですけれども、これは今回なされなくて、新年度に入ってから条例の廃止に関する議案が出ることになるのですか、自動的に廃止というふうになるのでしょうか、それがまず1つと。

それから、確認なのですけれども、ややこしくて申しわけないです。整理するのに伺うのですけれども、前段の26号の議案は今の古平町で実施しております認定こども園、それからよくわからないけれども、違う形の保育施設が開設された場合なども含まれた全体に関する内容を持った条例案だということなのかどうか、それを確認したいということと、それから27号議案については認定こども園のことに関する保育料の改定案なのかどうかということです。これが第2点です。

それから、第3点は、前段の説明会でもありましたけれども、長時間保育については料金は改定されないでそのままと、短時間保育についてのみの改定であるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 説明不足で大変済みません。

まず、第1点目の古平町保育の実施に関する条例の廃止でございますが、古平町保育の実施に関する条例につきましては、条例の内容につきましては保育の実施基準と、それから保育料、2点について規定してございます。それで、保育の実施基準、つまり就労だとか妊娠だとか、いろんな理由でもって保育に欠ける、今後は保育に必要なという取り扱いなのですが、この部分が今までは児童福祉法の第22条で各自治体が定めなければならないことになっていました。これがこの4月1からは子ども・子育て支援法施行規則の第1条で示されて、これを根拠にして保育を実施することになるので、つまり定めなくてもいいということになりました。だからといって、保育料については各市町村が定めなければならないことになっています。当然国で定めている基準を限度に、その範囲内でもって定めることになってはいますが、その分だけが残ることになります。そういうことで、その部分を特化した部分が議案第26号の制定ということになります。

それで、2つ目の質問とも重なるのですが、議案第26号の保育料、つまり利用者負担額の徴収に関する条例につきましては全国が、名称は別にしまして全自治体が定めなければならない条例でございます。つまり古平町に住所を有する保護者のお子さんが古平町の保育所を使う、あるいは余市の保育所を使う、積丹の保育所を使う、どちらにしても古平町のこの保育料、利用者負担額をもって入所の認定あるいは入所利用決定をするというような自治体として必ず設けておかなければならない条例がこの第26号でございます。それで、古平町につきましては、平成20年の4月から認定こども園制度にのっとって認定こども園という運営をしてございます。認定こども園につきましては、あくまでもその保育料、今後は利用者負担額ですが、この根拠についても条例で定めなければならないことになっています。ということで、先ほど若干言ったと思いますが、26号の条例の保育料、利用者負担額の内容と、それから27号の認定こども園としての保育料の内容につきましては第1号認定、つまり短時間保育の部分で、26号議案につきましては3歳以上就学前までの今までで言う保育を必要としない子供の保育料について規定してございますが、27号議案につきましては認定こ

も園だけの保育料ということで4歳、5歳児の保育料に限り規定してございます。

(何事か言う者あり)

○幼児センターみらい所長(宮田誠市君) 廃止条例については、26号議案の制定と同時に廃止されることとなります。

(何事か言う者あり)

○幼児センターみらい所長(宮田誠市君) 済みません、追加させていただきます。

長時間保育は、改定はしてございません。階層区分の文言整理はしてございますが、金額的には変わってございません。それで、短時間保育の保育料のみ、結果的には国と今までのうちの保育料の大体中間ぐらいをとっているような状況でございます。

○8番(真貝政昭君) 次に伺いますけれども、短時間保育料についての区分の仕方なのでけれども、階層区分が基準が変わりますよね、国の示されたものに基づいて、それを基準に階層区分がされています。かつての保育所保育料という観点から見ますと、後志管内は大体国のそれをもとにして所得階層の上のほうを削ったりして、古平町もそうですけれども、やっているのですけれども、小樽市なんかは、かなりそれをさらに細分化して、雑駁でなくてきめ細かな料金設定をしていますよね。今回の階層区分を5段階にしているのですけれども、小樽市のようにそれをさらに細分化するという事は可能なことなのではないかということと、それから今回国から示された基準額がありますよね、その4割ですか、古平町が4割として設定した額を今回階層区分に料金を入れていくという形をとっているのですけれども、料金設定のこれを見ますと町独自の判断で決めることができるというふうに判断できるのですけれども、そのとおりでしょうか。

○幼児センターみらい所長(宮田誠市君) 1点目の階層区分の関係でございますが、まず1号認定以外の今までの保育料につきましては、当然真貝議員さんおっしゃるとおり国で言う8階層のうち5階層まで使ったり、それからその料金について国で定める基準額以外でもってそれぞれ安く設定したりすることはできます。それで、実際のところ後志管内でいきますと、小樽市が真貝議員さんおっしゃるとおりきめ細かなというような方法をとってございます。例えば第3階層であれば、第3階層を4つに区分して、そして4つ目の金額を第3階層の国と同じような高い金額にした上で、その前の3つの部分を幾らか低くしてというような部分でもって小樽市は設定してございます。そのほかの町村につきましては、ほとんどが国の8階層のうち、例えば仁木であればうちと同じように5階層まで使って6、7、8階層を使わなかったりというような部分でもって設定してございます。

それで、2点目の話なのですが、当然その金額の設定についても、今現状の短時間の保育料については長時間保育の40%で設定していますが、これもあくまでも国の基準額、国の金額を上限として、その内であれば自治体でもってどのように安くしてもいいことにはなってございますということです。

○8番(真貝政昭君) 説明資料を見ています。今回のやつです。それと前回出された説明資料を見比べているのですけれども、現行の5段階の階層区分ですけれども、生保、市町村民税非課税、それから課税世帯、これが第3階層です。第4階層、第5階層が所得税額で分けられている。こ

れが今回提案されている階層区分によりますと、1、2は大体似たようなもので、第3階層が市町村住民税所得割課税、それから同じく所得割、みんな市町村住民税所得割に変わっていきます。この中で、若干上限がずれていきます。第3階層では、上限が推定年収でいくと330万が360万と、30万くらいの差で少し膨らむのです。上限です。ところが、4階層、5階層にいくと、4階層の推定年収が470万だったのがいきなり200万ぐらいアップの680万までを上限とする。これはすごく大きい差です。年収で200万、現行の470万以上のやつが680万以上というふうになっていくのです。だから、470万以上のが大分離れたほうにいくのですけれども、第4階層が今までの感覚からいくと結構納める料金が膨らむ可能性がある。幸いにも8件減額になりますけれども、1件増額になるというのは、こういうようなところにはまった家庭ではないかと思う。

それで、大体試算していただいて、短時間保育の場合だけですけれども、大抵の多くの家庭は料金は減るのですけれども、ふえるというのが数は少ないにしても、みんなが減るのになぜ私だけがという、数が少ないほど不公平感が増すというのがこういう場合の不公平感の増幅です。みんながふえるのであればそれなりに弱まるのですけれども、たくさんの方が料金が減るのに、極端に言えば1件だけ上がるという場合などはなおさらそうです。なぜ私だけ上がるのですかという、この不公平感が上がる人が少なくなればなるほど増幅するのです。これが問題なのです。それで、長時間保育については変わらない。短時間保育についてだけ変えるこの規定でその不公平感をなくするためには、料金設定は自由なのですから、現行の保育料の額を使えば全く問題が起きなかったのではないかというふうに思うのですけれども、そうなりますよね。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 全体といたしまして階層区分については国の階層区分を使うと、当然それは今後国のほうからの公定価格の関係で、今でいう地方交付税でもって措置されているという部分でもって、今後についてもその公定価格という、この基準額をして国からそれなりに措置される、お金が出てくるわけですが、だから当然この区分はこの区分内としか変えられないという前提がございます。それで、金額については変えてもいいと。そうしますと、先ほど来真貝議員さんが言っているとおり、その内容を変えないとしたら、それぞれの階層、先ほど4階層を例にとりましたが、4階層を4分割なりしたりして、それでもってなおかつ今の料金を使うということになれば、若干少ないですが、まるっきり今の高くなる人の部分は解消されると思います。やり方としてはあります。今回この階層を細分化しなかったり、それから金額についても一定程度の増加だけでもってぎりぎりの範囲、各家庭に影響を及ぼさないようにというように考えた数字がこれでございます。

○6番（高野俊和君） 簡単なことなのですけれども、今回の改正で影響のある22名分のうち、16人が金額で下がると、6人が上がるということになりますけれども、先ほど試算しましたけれども、利用者が16人下がりますので、金額にして全体で年間70万ほど下がるわけですけれども、余り私の心配することではないのですけれども、この穴埋めといいますか、そのことに関しては利用者にはほかに負担求めるというようなことはないのでしょうか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） おっしゃるとおり、この部分の穴埋めについては利用者に負担を求めることはいたしません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

反対討論。

○8番（真貝政昭君） 今の質疑で意見を申し述べましたけれども、新しい制度がスタートするに当たり、今回の26号議案が必要だということがわかりました。27号議案とも連動するのですけれども、短時間保育についての料金表の改定におきましては、今答弁がありましたようにこの改定によって料金が安くなる世帯と高くなる世帯が生じてしまうと、これは利用者にとってはちょっと不満が、不公平感が残る問題であります。大方の家庭が料金が下がるということは喜ばしい限りです。父母負担を軽減するというのは私の主張でもありますし、総額で70万減るという説明でしたけれども、70万減ってもそれはよろしいという認識ですので、今後の町長の考え方さらに深めていただきたいと思うのですけれども、70万程度というふうに考えますと、よろしいですよということを現場サイドに伝えている様子がかえりますので、ぜひともこの改定に飽き足らないで、さらに父母負担軽減のために努力してもらおうよう求めまして、反対の討論といたします。

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） 反対討論。

○8番（真貝政昭君） 反対の理由は、先ほど述べましたとおり、26号議案の反対討論で申し上げたとおりであります。省略いたします。

○議長（逢見輝統君） 続いて、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、本案の採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（逢見輝続君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

大変中途半端なものですから、これから休憩に入りたいと思いますので、ちょっと早いですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後 0時58分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 一般質問

○議長（逢見輝続君） 日程第10、一般質問を行います。

一般質問は、議会運営委員長より報告のとおり一問一答方式で行います。

なお、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

一般質問は、工藤議員からどうぞ。

○9番（工藤澄男君） 2点ほど申し上げます。

まず最初に、泊原発の再稼働についてということで、この再稼働については賛否両論いろいろあると思いますけれども、私は反対的なほうなので、反対の立場からちょっと質問させていただきます。現政権は、全国の原発を再稼働させる方向で進んでおりますが、4年がたった現在も福島原発では汚染水を海に流しており、除染も進んでおりません。避難者は全国都道府県に移り住み、仮設住宅で暮らしている方々も不安な日々を送っております。県外移住者の50%が福島には戻りたくないと言っています。もし泊原発で事故があれば、風向きからいっても古平が一番被害に遭うように私は思います。地震による事故であれば、土砂崩れが予想され、古平余市間、古平神恵内間で起こった場合は逃げる場所がありません。地形や風向きからいって再稼働に反対すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） この件に関しましては、以前にも同様の趣旨で別の議員さんから質問がございましたけれども、昨年2月、水産加工業者が倒産いたしまして、事業所数は大分減ったのでございますけれども、改めて起業者や新規の参入者も出てきて、再び息を吹き返しつつある水産加工業でございます。これも電気料金が多くの比重を占める産業形態ということで、それを鑑みますと、ある程度安全、安心が確保されて原子力規制委員会の上承が得られ、なおかつ国や道のゴーサインが出された場合には再稼働はやむを得ないのではないかとこのように私は思っております。現在電力源確保のために火力発電など化石燃料への依存度が高くなっておりまして、CO<sub>2</sub>削減の環境基準目標に逆行しているというふうに思っておりますので、現実的には再稼働の選択もあるのではないかなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 私なりにいろいろと調べたのですが、まず反対する一つの原因とい

うのは風向きに私はあるのです。これなぜかといいますと、滋賀県の前知事が長きにわたって、美浜原発が福井県にあるものですから、30キロ圏外なのですけれども、調べたそうです。そして、美浜原発のほうから流れてくる風が一番多いということで、今は知事やっていませんけれども、いろんな原発の討論会などではいまだにそういう面から反対をしております。そのほかに、まずドイツの首相が、世界でも優秀な原発をつくった日本でさえ事故が起きると、それで今再稼働にはドイツの首相も反対をしております。それから、そのほかに、原発が起きたときに米軍の空母が185キロ沖で待機していたそうですけれども、その乗組員2,000人、そのうちがんにかかった人、それから甲状腺そのほかの病気になった人が2,000人ほどいたということで、東電を訴えるとかというような話も聞いております。それに、同じ北海道の中で、大間原発、あれに反対しているのが函館市長です。海を隔てているといいながら、あそこでもやっぱり風向きやそういうのから自分のところまで来るのではないかとということで反対をしているのがほとんどなのです。私も前にも言いましたが、もし地震が起きて、先ほど申し上げましたように余市間、それから神恵内間、地盤が悪いところばかりなのです。もしそういうところが地震でもって事故になった場合、古平はほとんどどうしようもなくなります。まして、米軍の空母みたいに海に離れていても、もし原発のものが流れ来たり、それから飛んできたりということであれば、結局古平の漁師もほとんどだめになると思います。なぜならば、空母の飲み水は海水を真水にして飲んでいるそうです。その結果、今こういうのが出ているという話をしております。ですから、いろんな今の自然のもので電気を起こすという方法も、確かに進んではいけないのしょうけれども、なるべくそういう方向に進むようにして、起きてからでは遅いので、反対をしながら、そしてまた新たな電源を探し求めるような施策をしていくのが筋だと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃることはもっともなことではございますけれども、前にも私おっしゃったかと思っておりますけれども、原発は休止していても稼働しても一旦事故が起きてしまうと同じような状況に陥ってしまうということでございますので、そういうことを考えますと、将来的なクリーンエネルギーの確保を進めながら、私も将来的には脱原発には賛成でございまして、現時点の考え方としては再稼働やむなきということでございますので、その点は私の考え方でございますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） それは前から町長には聞いておりますけれども、確かに稼働しなくてもそこには危険なものがあるというのは重々承知しております。10日の日の新聞に、環境経済研究所代表という方が道新に載せておりますけれども、この方はいろんな原発の災害起きた場合とか、いろんなことで何かやっていたみたいですが、何点かありますので、かいつまんで。全国の原発事故の避難の問題をまず調査をしている方だということです。それから、積丹半島を一周して全部調べたそうでございます。暴風雪の場合の迂回路を含めた複数の道路が寸断された場合どうするかなどは、一切避難訓練等には入っていないと、ただ原発事故が起きたという前提だけでもやっているのです。だから、もしそういう事故があった場合はどうするのか。実際にきのう、おとといと日司泊で水害のために、今通行どめになっています。そういう事故がいつでも起きるといった可能性がこの積丹半島にはあると思います。北電あたりが再稼働しますと、だけれども何年後かには

何とか廃炉にするようにしますとかというようなのが聞こえればいいのですけれども、とにかく動かすことだけしか考えていないと。そしてまた、賛成するのは、あの近隣の交付金もらっている人方は先のことを考えない。今の金だけでもって動いているようにしか私は思われたいのです。町長言うように今すぐというのは大変でしょうけれども、町長あたりが何年後かに廃止するようにするのかとか、別な電源を求めるためにはどうするのがいいのかとか、そういうのを発信していかなければだめではないかと思うのです。実際に後志管内の町村長で原発に反対している町村長は何人おられますか。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃる新聞に書いた人、上岡さんという方だと思いますけれども、私もそのニュースは読んでおります。そういう事故が起きた場合の避難路、これにつきましては我々も一生懸命道なり国なりに要望しているところまでございまして、ある程度再稼働を容認するからにはそういうことも要望していかなければならないということまでございまして。ただ、管内の町村長で再稼働を容認しているというのは、新聞等で見ると範囲でしかわかりませんが、3分の1くらいは容認しているのではないかなというふうには思っております。

○9番（工藤澄男君） そしたら、次の問題に行きます。貧困と子供の虐待についてということで、先般厚生労働省が発表した平成23年度の子供の虐待死亡事例は85例、99人あり、心中以外の虐待死が66例で58人、心中による虐待死は29例で41人あったそうです。道内でも母子家庭やシングルマザーの世帯の貧困が多くあり、育児の苦労や困窮する生活による虐待があり、表に出てこない虐待が多くあるそうでございまして。母子世帯に支給される児童扶養手当や生活保護などの受け方がわからずに一人で苦労し、困窮家庭の多くは孤立し、福祉が届いていないそうです。虐待は一般家庭でも多くありまして、古平ではないとは思いますが、そういう点からいって行政や学校、それから地域住民、関係機関と連絡を密にとり合い、貧困による虐待が起こらないように願っておりますけれども、町長、教育長の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃること、もっともでございまして。本町では、正式な虐待報告例はございません。虐待と判断するかは微妙ではございますけれども、町民からの通報あるいは保健師の乳幼児訪問、健診等により、必要に応じて関係機関、関係者と連携を取り、対応したケースがございまして。それは現在はございませんけれども、そういう事例はございました。子育て支援センター等で、あるいは保健師等により相談及び支援をしているということもございまして。

母子世帯に支給される児童扶養手当でございましてけれども、児童扶養手当は母子世帯だけではなくて、ひとり親世帯に支給されるということもございまして、そういうことでもご理解願いたいなというふうに思います。本町では、戸籍の窓口と連携しながら、児童扶養手当の対象者の転入や離婚あるいは死別等によって新規に対象となる場合は福祉係のほうで制度説明等を行いながら申請を行わせるようにしてございまして、現在では対象者100%が申請済みというふうな現状でございまして。それから、議員おっしゃる生活保護の受け方がわからないというどこかの例であろうかと思っておりますけれども、児童扶養手当の支給事務に関する留意事項によりまして、申請の確認作業として生計維持方法の確認、就労していないとか、収入がないとか、そういう場合は生活保護費等の生計維持方法を確認するというふうになっているものでございまして、ひとり親家庭等においては生活困窮者

が生活保護申請方法について認識がないというふうには私どもは思っておりません。そういうことで、行政、学校、地域住民の関係機関との連携ということで、あとは教育長のほうに答弁を譲りたいと思います。

○教育長（成田昭彦君） 工藤議員の質問でございますけれども、確かに学校だけでこういった虐待を見つけて把握する対応をするというのは、本当に非常に困難なことでございます。工藤議員も申し述べているように、やっぱり行政、学校、そういった機関連携で対応するのが不可欠だと思っております。今文科省で実施しているスクールソーシャルワーカーの派遣事業というのあるのですが、これに27年度当たるかどうかわかりませんが、中学校のほうでそういうケースがあるということではなくて、先生方に対してそういった場合の虐待だけに限らず、そういったものの対応を指導すべく今申請をしていますので、先生方でできるところ、そういったものは学校で進めていきますけれども、いかんせん何と考えてもやっぱり町の民生委員ですとか保健師、そういった中での情報を早目に受けて、そしてそれに対応するという、そういったことが大切かなと思っております。

○9番（工藤澄男君） 生活保護の受け方がわからないとか、そういうのは意外と都会には多いそうです。それから、古平に当てはまるかわかりませんが、今まで年間で働いていたのが会社の都合で急にパートになったとか、そういう人の中に、古平ではありませんけれども、実際に生活が困窮して電気、水道をとめられまして、そして実際に公園の水道で飲んだり顔を洗ったりしている家庭もあったそうです。それで、今教育長言いました専門の方に相談して、ようやく生活保護なり、そういうのをもらえたという例もあります。ですから、今教育長言ったとおり、私も書いているのですが、いじめの問題と同じように周りを見て、そして昔みたいに隣近所で触れ合いが余り、古平あたりでもなくなっています。昔であれば、隣の家で例えば二、三日姿見えないなと思ったら、勝手に戸あけて、おい、いるかいと言ってみんなで声かけ合って、それで何とかなっただけですが、今何といても個人情報だとかプライバシーだとかといって古平でもそういうのを盾にしている人が結構おりますので、そういうのが少しでもなくなればいいのですけれども、困っている人というのは結局最後はお金に困れば精神的に参って、どうしても一番弱い子供たちのところに暴力として出ていくというものがほとんどのようです。

私もいろんなのずっと見たのですけれども、例えばテレビなんかで、心中したり虐待するのも一般の家庭ではおやじさんが振るっているのが多いようですけれども、母親が暴力振るっているのは大抵母子家庭だとか、働いていてもお金が足りなくて、困ったときに自分の気持ちが抑えられなくて子供に入つ当たりというのがあると思います。そして、実際に虐待があっても周りに見えなくするところもあるのです。家族なり、それから親族で全部隠して、そして学校には風邪引いたよと、そういう例もあります。それから、両親そろっていても父親が病弱だったりして、そして奥さんだけが働いていると、そうすれば自然に子供に買うものも与えられなくなれば、どうしても子供は欲しければ盗みに入る。それも実際に古平にちょっとあったような気がしております。ですから、そういうのもありますので、そういう人というよりも、母子家庭だとかシングルマザーで子供を育てているような人があったら、みんなが気を配るような古平の地域社会していければなとは思ってい

るのですけれども、なかなかそこまではいかないと思いますけれども、まず行政のほうとしてでもそういう方向で進んでほしいと思うのですけれども。

○町長（本間順司君） 本町でも平成20年の11月26日に古平町要保護児童対策地域協議会というものを設置いたしました。それで、要保護児童及びその保護者に関する情報その他、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換ということで、それから要保護児童に対する支援の内容に関する協議ということで設置してございます。構成員は、私会長のほか、町内の関係部署の代表、そして教育委員会、余市警察署、児童相談所、それから福祉事務所、法務局、人権擁護委員会、小中学校、社協、民生委員等というふうになってございますけれども、いわゆる関係者等の連絡を密にしながら、今後もそういう事態が発生しないように努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○教育長（成田昭彦君） いろいろ今町長申したとおり、そういった組織もございますので、その中で進めてまいりたいと思います。そして、児童虐待防止推進月間とかというものもありますので、そういったものを利用しながら、そういった内容を広報に取り入れるですとか、それから全国中学校長会の取り組みの中で、そういった情報を収集して虐待の疑われる生徒の状況について教員との共通理解を行いながら、保護者からの情報収集を図ったりなんかして取り進めるとかというのがありますので、その辺小中と連携図りながら、ないように、あったら早期に対応できるような体制で進めてまいりたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 町長と教育長から前向きな発言をいただきましたので、何かあれば我々も協力はやぶさかではありませんので、いい方向に進むように期待しております。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○8番（真貝政昭君） まず、1点目の除排雪の強化について伺います。路線なのですけれども、道路名というよりも区間で示しましたけれども、役場と、それから宝海寺の間の区間、それから中央集会所と元気プラザの間の区間です。病院に行き着くまでのあの路線というのは、いってみれば袋小路のような状況の一本道路で、宝海寺と役場間のほうもそうなのですけれども、どうも道路が狭いように思います。宝海寺に至るところは、あそこには郵便物のポスト、郵便局で集配に来るポストもあるのですけれども、とめる余裕がないほど狭くなって非常に困ると、それからお店がありますから、宅急便も扱っていますし、非常に困っております。それから、今回のチビスロウでも紹介されていますけれども、野村さんのお魚の販売ということもありますし、不特定多数の車が常日ごろ集まる道路にもなっています。それと、清住団地、あるいは奥のほうの清川、清丘団地に至りましても、子供さんがいて通学路にもなっています。お寺は特殊建築物ですから、時と場合によってはかなりの交通量になると。それで、例えば清住団地から出入りする際の車は、徐々に道路に車を出して様子をうかがいながら出てくると、そういうような状況になっています。非常に危険な状況にすぐなり得る区間になっています。それから、元気プラザに至るほうに至りましては、やはり道路が狭いのです。だから、幾らシャッターつきのマルチプラウで除雪したにしても、道路幅がすぐ狭くなるというのは、これな否めない。保健福祉課長のほうから、仮に向こうのほうに介護施設

ができた際には道路が改善されるというような答弁かつてありましたけれども、それを待っているような状況ではないと。救急車あるいはデイスサービスの車が頻繁に出入りするという状況なものですから、これからは天候不順といいますか、余りかつては考えられないようなどか雪だとか、そういうことも起こり得るわけで、特にここ何年間注意をして見てきたところ、この2つの区間については除排雪強化は絶対必要だろうというふうに思います。その点町長のお考えを聞きたい。

それから、置き雪対策でシャッターつきマルチプラウ除雪車、町所有の3台が一応全てそろうということで事に当たりますけれども、民間の会社にもこれを導入してほしいという、そういう呼びかけをしているはずですけども、企業の規模として小規模のほうがこれを導入してくれて、大規模な事業所が2つありますけれども、どちらも協力してくれないと、そういう状況にあります。これはいかがなものか、町がこういう方針を立てているのに協力の意向が一向に見えないと、不思議な気持ちを持っているのですけれども、いよいよ進まないのであれば、他の事業所が機械を入れかえるときに排土板を町で助成金を出して、あるいは町所有ということで貸し出すという形で普及させる。あるいは、それが不可能であれば、町所有の除雪車をもう一台購入、強化して、そして貸し付けると、そういう手だてというのはいかないのか。特に民間所有の除雪車で当たっている配置図を見ますと、どうも新地方面が弱いという感じがします。新地方面は道路が狭いという上に、やはり苦情もかなり多いようです。こちらのほうを強化する上でも、どうしてもそこら辺検討する余地があるのではないかと思うのですけれども、町長のお考えを聞きたい。

○町長（本間順司君） 1点目の宝海寺さんと役場間、それから元氣プラザと中央集会所の間、確かに場合によってはかなり狭いというときがございます。宝海寺さんと役場の間は、私毎日通りますけれども、例えばお店であれば除雪のときに雪を押し込まれないようにある程度雪を積んで防護策みたいな感じでやっている方がおまして、そういうことでも狭くなっているというふうに感じております。それから、ある程度そういう自分の商売のためというふうであれば、率先して広くしてもらおうというような心構え、そういうものも必要ではないかなというふうに思っております、その回数をおやすことによってほかのほうとの平等性といいますか、均衡性がとれなくなる場合もございますので、それらそこに建っておられる方々がある程度自助努力でやってもらおうというのが我々の希望するところがございます。やはり道路自体が狭い、片側に歩道がありますので、なおさら狭く感じるということでもございまして、私も確かにそれは感じてはおりますけれども、それはお互いの気配りで解決できることではないかなと。水見建設さんとあの近辺は、ある程度水見建設さんで広くやってくださっておりますので、その辺は結構広がっているということでもございます。ですから、道路が狭いのと、お互いのそういう気配りが必要でないかなというふうには思っております。

それから、元氣プラザと中央集会所の間でございまして、あそこもかなり必要性が高いということで、ある程度最初広くやっているのですけれども、だんだんと雪を出してくる、そういう家庭が結構多いということで、必然的に自分たちで自分たちの首を絞めるというようなことで狭くなっています。病院に行くところでもございますので、なるべく広く除雪するには業者には申し伝えてございまして、それもやはり近所に住む方の心遣いである程度解決できるのではない

かなというふうには思っております。

それから、除雪機械の件でございますけれども、町の除雪車につきましては今回も予算措置していただきましたけれども、更新の際にシャッターつきのものを導入しております。機能性が高く、使い勝手がいいというふうな評価がございますけれども、雪置き対策の効果としてはある程度限定される面もございます。全部が全部完全に効能があるとは言えないと思います。今道路除排雪は町有の車両3台と民間車両10台、合わせて13台で行っておりますけれども、この台数は変更する必要はないというふうに思っております。仮に台数をふやすとすれば、町のほうの台数をふやせば民間のほうの台数1台減らさなければならないということは、冬期間あいてしまうというような弊害もございますので、これらは維持した上で除排雪を進めていきたいというふうに思っております。シャッターつきの除雪車を民間が購入する場合の補助でございますけれども、今議員がおっしゃっており、シャッターつきの除雪車のみ補助するというのではなくて、これからやる地方創生の総合戦略の中で、どうすればいい方法がとれるかというものを検討してまいりたいというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 2つの区間についてはやはり公共性が高いものですから、元気プラザのほうは緊急性を伴う道路でもある。それから、宝海寺に至るところ辺については通学路という面もありますので、安全性が重視されるころだと思えます。奥のほうの私が住んでいるほうは極めて良好にいつているほうだと思えます。奥が良好で、出入り口が窮屈というのは、これは冬の道路としては欠陥になるのです。そこら辺をさらに検討していただけないかということです。

それから、シャッターつきのマルチプラウなのですがけれども、実際に稼働しているところを一度だけ見ました。かなりの能力があるというふうに拝見しました。これは、台数がふえるほどいろいろな要求に耐え得る車両になっていくだろうと。機械ですから、改善されていくものですから、ぜひとも普及のほうに力を入れてほしいなと思えます。台数のことをおっしゃられましたけれども、一定の台数で稼働するのであれば、この路線はシャッターつきマルチプラウが有効だというふうに町のほうで確認した際に、そこに重点的に事を構えるというような考え方で普及させていくという考え方もあるのではないかと思います。

その2点について伺います。

○町長（本間順司君） 本陣の奥につきましては、住宅の撤去もございまして押し込む場所もございまして、現在はかなりあずましく通れるようになったということでございます。ですけれども、高橋さん、それから横田さんから役場の入り口までは道路自体が狭いこともございます。それと、先ほど申し上げましたとおり、道路に出す方が多いということでございまして、できる限りそういう心配りをさせていただくようお願いするというふうなことでございまして、なかなかそれも徹底されないのかなというふうには思っております。かといって、そこだけ回数をふやすとかなんとかというふうになれば、ある程度自分たちが防御するために雪の壁をつくってしまうというようなイタチごっこといいますか、そういうものが繰り返されるということで、善意に期待したいなというふうに思っております。

それから、シャッターつきのマルチプラウ、議員さん一回しか見たことないと言いますけれども、

地域によっては余り効果をあらわさない地域もあるというようなことをございまして、それらにつきましては今後除雪業者とも話し合いをしながら、いい方向に持っていきたいなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 次に、2件目の高校生への通学費助成について伺います。

それで、古高が閉校しまして、道で5年間の期間を区切って通学助成を行いました。古平町におきましては、昨年から事業を実施している次第です。独自の考え方で定額で始めたのですけれども、教育長の説明ですと、これほど高く親が負担しているとは思わなかった、びっくりしたという説明でした。同じく被害をこうむるといえるのか、今まで経済的に困難な方であればなおさら、交通費がかからないような古高への通学が選択の余地なく余市、小樽方面へ行かざるを得なくなったということで、積丹町は道の期限が切れると同時に引き継いだのです。同じ条件で引き継いでいました。そこに1年間の差があったのですけれども、同じ条件下にある両町がなぜ連携をとれなかったのかというのがちょっと首をかしげるところだったのです。助成額は違うにしても、足並みをなぜそろえなかったのかというのがわからないのです。その点お聞きしたいのです。

したがって、全く道の事業と古平町の事業の間に挟まって、1年間だけ助成が受けられなかった学年が出ました。古平町の助成額にすれば、小樽で月1万円ですから、年間12万助成を受け損なったと、余市ですと10万近くですか、助成を受け損なったと、そういう学年が出たのです。古平町がそういう方針を立てましたので、おくれればせながら受けられなかった1学年の1年間についてさかのぼって手当てしてやるべきでないかと、それをしないことには片手落ちといいますか、それは関係者からすれば否めないと思うのですけれども、町の見解を伺いたい。

それから、一般会計の予算質疑の中でもわかったのですけれども、安倍政権が高校授業料を無償から有償にまた戻してしまったというのでびっくりしたのですけれども、古高に通っている家庭でさえ経済的な困難で相談受けたことがあるのです。そういう家庭はこれからもあり得ると。今まで何十年にもわたって、ここの町に高校があったおかげで基本的には経済的な理由で高校に行けないということはまず防げたと思うのです、それだけでも。ところが、これからはいや応なくです。助成があるにしても、年間10万あるいは20万、小樽ですと20万ぐらいですかね、かかるような、選択の余地なく交通費だけでかかってしまう。さらに、無償だった授業料が有償にされてしまう。高野議員さんではありませんけれども、双子の方を持ったとすると、これはすごいです。経済的な困難で高校に通うことさえ断念するということがこれから起こり得るといふふうに見ているのです。それで、積丹はともかく、当町にとっても最低、高校というのは準義務教育的なものでしょう、みんな行っている、ほとんど行っている。それを経済的な理由で断念させると、これは忍びがたい。町としてはそういうのを避けるという点からも、そういう家庭に対しては手当てをしてあげると、そういう制度をつくるべきでないかというふうに考えるのですが、町長のお考えを聞きたい。

○教育長（成田昭彦君） 町長の答弁と言っていましたけれども、私のほうで答弁させていただきたいと思えます。

まずもって積丹町は、25年度から1年生が切れる形になりますけれども、積丹の教育長とはよく話ししていました。おたくのほうはどうするのとかということで、25年度切れた場合にどうするの

と、教育長のほうではわからないということでした。あそこ企画で一手にそういった事業をやっているのです。教育長のほうというか、教育委員会のほうではその段階でわからないということでした。まず、それをもって1点理解いただきたいと思います。

子どもも25年度から1年生が自腹になるということで考えましたけれども、ただ5年間の経過措置が切れた段階でこれから先考えますと、今回27年度で1年、2年、3年全員が対象になってくるわけですが、550万という一般財源を持ち出さなければならなくなる。25年度であれば150万、積算して150万ぐらいで済んだわけですが、将来的に考えますと550万という高額になるものですから、その部分で25年度は抑えたということです。それにも増して、5年で経過措置切れてもこれは道教委のほうでそのまま継続してやっていくべきだという考え方、私も持っていますし、町村の教育委員会全体が持っています。それで、文教施策に対する要望書ということで、これ毎年上げているのですけれども、これで北海道町村教育委員会連合会として上げております。その内容をちょっと読ませていただきますと、道立高校の募集停止に伴い地元から高校がなくなり、遠距離通学となる場合は、生徒の就学機会の確保とあわせて保護者の経済的負担軽減を目的として町単独で実施している通学費の補助について、交付税措置が図られるよう国に要望していただきたいというのが連合会から道教委のほうに上げたものであります。それについての回答は、多くの市町村が通学費等の補助やスクールバスの運行等、生徒に対する通学支援を行っていることは道教委としても承知しております。道教委では、これまでも市町村が実施する通学費補助に対する財政措置について国に要望してきたところであるが、今年度からはスクールバスの運行に対する財政措置についても新たに要望したところではありますが、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。また、過疎地域自立促進特別措置法の対象となる市町村では市町村が行う通学支援の取り組みについて過疎対策事業債を財源とすることが可能であり、この場合元利償還費の70%が基準財政需要額に算入されますので、こうした取り扱いについても引き続き市町村に情報提供をしてまいりたいと考えておりますという回答でした。これについても26年度の連合会、北海道教育委員会連合会、私も評議員になっておりますので、その場でも発言したのですけれども、この通学費は十勝のほうからも強く出ていて、通学費は道で措置すべきことであって、28年度以降についても強く要望していくということで意思確認してございます。

それから、場は違うのですけれども、公立高等学校配置計画地域別検討協議会ってあるのですけれども、道の教育長の新しい高校づくり推進室、そちらのほうでもそういった意見が、5年間延長してもらいたいということが出てきております。その中でちょっと気になったのが、いろいろ回答いただいているわけですが、北海道高等学校奨学会が実施する奨学金においては、道立高校の募集停止により通学区域内のほかの高校に就学することとなる者を対象に奨学金の上限額の引き上げを行っており、就学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度についても周知を図ってまいりたいと考えておりますというふうに回答をもらっております。そういった中から考えますと、私も今27年度は議員皆様のご支援いただいて、全額といいますか、1年から3年まで550万という大きな予算でございまして、措置させていただきました。これは、これから予算計上はしてまいりますけれども、あくまでも道教委なりの要望というのはこれからも積極的に続けていって、道教

委で負担させるのが私は筋だと思っていますので、一応町で組みますけれども、行く行く先はそういった方向で進めていきたいと考えております。

それから、家庭の全額助成という施策もとるべきではないでしょうかということなのですが、これについては私もこの辺ちょっとうっかりしていましたが、今申し上げた奨学金制度等あります。これを、学校で進路についての3者面談とかの会議あるわけですが、学校に確認しましたらそういった中でも一切そういう宣伝、ふれ込みはしていないということでしたので、この辺をもっと積極的に進めていったらいいのかなと思っておりました。今広域財団法人北海道高等学校奨学会というのが道教委から離れて、ガーデンパレスの中に事務所できたのです。その中で、公立高校は貸与額が月額1万円、1万5,000円、2万円、2万5,000円というふうにあるわけですが、ここで北海道立高等学校の募集訂正により通学区域内のほかの学校に就学することになった生徒、その中には古平町も入ってきますけれども、そういった場合は月額3万円から3万5,000円まで、3万5,000円を限度として貸し付けしますという制度もあります。こういった奨学金資金制度を説明しながら、そういった進路指導に当たるよう学校に対しても指導してまいりたいと考えております。

○8番（真貝政昭君） 持ち分が中学校までは町教委、高校については道教委という持ち分はあるのだけれども、私のほうも道のほうには、5年間の時限立法でなくて、限定ではなくて続けろと、そういう要望はしてきたのです。だから、それは同じです。将来的にも、今町で助成しているけれども、本来は道教委でやれと、そうやって要望していくのも、それは同じです。ただ、それにしても空白の1年間というのがありますから、不利益をさかのぼって要求するのではなくて、通っている高校生は利益を得るわけですから、さかのぼって不利益になった部分を埋めてやりなさいと、その分も将来は道教委が見なさいと、そうやって要望するのが今回の場合の論点でないかと思うのです。それでないと継続性がありませんし、やはり不公平感ががつつと残るのです。なぜ抜かしたのだと、それは当時の教育長あるいは教育委員会、教育委員長なりに向かうのです。せっかく4月1日から新制度で新教育長がスタートするわけですから、そういうのを一旦チャラにするということからも埋めてやって、そして継続させていくべきだと思うのです。そのことは答弁になかったので改めて。これは誰も反対しません。みんな喜ぶ話ですから、答弁をお願いしたい。

それから、貸付制度なのですが、大学生もそうなのですが、借りても返せない実態が就職してからも起きて、そして取り立てが極めてすごい状況になって、借りた学生が参ってしまっているという傾向があります。確かに貸付制度を宣伝していくのはいいのだけれども、もともと経済的に弱い家庭に対して、貸してあげるから、あとは返せというのは極めて困難な状況に今のご時世なっているものですから、そこは改善すべきであって、町としても独自策を考えてやるべきではないかというふうに考えているのです。もう一度答弁をお願いします。

○教育長（成田昭彦君） 私は逆なのです。損したと思っていません。2年間もうけたなと思っているのですが、あなた方は制度がなくなるのに1年間だけ当たらなかったのですが、2、3年になってもらったというのは、それは先ほどの保育料の面でも上がったたら上がったでなぜ私だけ上がったという考え方があろうかと思っておりますけれども、それと同じで、本当は制度なくなる

ところを、1年間はそういった制度に乗れませんでしたけれども、2年、3年でこういった補助制度に乗ったということは、それはそれでいい。さかのぼってまで支給する必要は町としては考えていません。

それから、貸付制度についてでございますけれども、例えば月1万借りたとしますと3年間で36万、それを無利子で12年かけて支払うという、ですから1年間に3万とかという制度ですので、就職したら、借りたらそういったものをきちっと理解してそれくらいは返していくという、それも一つの教育ではないでしょうか、私はそう思いますけれども。

○8番（真貝政昭君） 物事にはいろんな考えがやっぱりあるのだなというふうに思ったのですが、こういう制度を継続せというのは当然考えて、そして積丹の教育長に伺っているのですよ。それが古平の教育長が伺って、積丹の教育長のほうからよくわからないと返答している積丹町が実際に継続したのです。それを教育長の段階では伝わらなかったけれども、町のほうの企画課でやっているのでしょうか。だから、積丹町自身が古平町に対して、教育長からそういうコンタクトがあったということを町長のほうにも伝えていないのです。これは、積丹町の古平町に対する誠実さというか、成田教育長に対する誠実さという点では首をかしげます。実際に通っている生徒にすれば、積丹町は継続している。我々は継続されなかった。次の年からやったけれども、あなたたちは当たるようになったから、もうかったと思いなさいというのは、それはちょっと強弁です。せっかくそういう制度を去年から始めたのですから、できなかった空白の部分というのはさかのぼって手当てをしてあげるべきではないかというふうに私は思うのです。どうしてもそういう考え方は溝埋まりませんか。新しい制度になって、町長が実際に教育委員会の頭になるような制度になったのです。ここで初めて町長も積丹町のように対応できなかったということがわかったわけですから、町長の見解も必要かなというふうに私は思います。

それと、通学費の手当てということで私が聞いているのは、金銭的にとても通学させることが困難な家庭、それが前提で、そういう家庭に対して対応を考えてやるべきでないかと。学校に入っても経済的な事情で退学せざるを得ない、そういうことが実際に生まれてくる状況が古高の閉校によってできてしまったのです。そういう家庭に対して対応すべきことを町で独自に考えるべきでないか。これは、貸付制度があっても借りられないという家庭が出てくるはずです。返せないのですから。そういう家庭のことを前提にして私は質問しているのです。

○町長（本間順司君） 真貝議員のおっしゃることもわからないわけではないですけれども、今ここでほじくり出してと言えば言葉悪いのですけれども、それはそれとして、今さかのぼって支給するというのもどうかと思いますので、これからの助成制度、そして今教育長がおっしゃったような道教委に対する要望、そういうものを強めてまいりたいというふうに私は思っています。

○教育長（成田昭彦君） 例えば今古高がなくなったから、だから退学しなければならないと、私それ古高があっても同じだと思うのです。たまたま余市に通ったから、小樽に通ったから、そういう状況というのはあっても同じことが起きる。ただ、経済的に本当に退学しなければならないのか、そういったものに対して町がそこまで出さなければならないのかというのは、私はちょっと首かしげます。むしろ積極的に勉強したいのであれば、そういった奨学金なり貸付制度を利用してやって

いく、義務教育ではないのですから、それは本人もその辺理解してやってもらいたいなと思います。  
○議長（逢見輝続君） 途中ですけれども、15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

真貝議員、それでは3番からどうぞ。

○8番（真貝政昭君） 先ほどの高校生は守備範囲外というあれだったですけれども、昨今の地方創生という少子化対策から考えても、そうは言っていられない事態に古平町は陥ったということで、そういう観点から捉えていただければなというふうに思います。

それで、次に小学生の学用品費父母負担なのですけれども、これは実費でいただいていた学用品費を全額全品町持ちで、教育委員会持ちでやったのが平成元年前後、当時可児さんが教育長でしたけれども、直接その趣旨を伺いましたら、生活支援ですと。はっきりとそのような方針でこういう施策を打ち出すということでやったのです。平成10年代に入って、町の財政状況を鑑みて、大変厳しくなったということで、それで半分くらいですが、父母負担をお願いして、変えるという方針転換をされました。当時から見ますと約30年間たちました。それで、生徒の数は激減しています。これからの時代はとにかく子育て支援ということで経済的に支援をしていかない限り、地方で子供の数を維持、確保、発展していくためには極めて経済支援というのが大事だということで、国のほうもそういう方向に変わりましたよね。もともとそうしなければならないというのがあったのですけれども、今のような事態に至って、町としても教育委員会としても当時の考え方に立ち戻るべきいい機会ではないかというふうに思うのです。しかも、税と社会保障の一体改革とか、名前はすばらしいのですけれども、実態はすごい負担を住民に課すようなことを今国自体が行っています。それにあえいでいるのが今の実態でしょうから、こういう分野でも過去に立ち戻って父母負担を無償化するという方向に戻すということを考えるべきではないかと思うのですが、見解を伺いたい。

○教育長（成田昭彦君） 教材費、学用品費等についても、私もそれは無償化というのは何もありませんけれども、ただそれは国で言う義務教育の無償化、学校教育法で言う義務教育の無償化というのはかつて無償化って何だということになりますと、授業料だということですよ。しかし、今は時代も変わって、そういった学用品費等についてもこれは国で負担すべき問題でないかなと思っております。かつて教科書も有償でした。それもそういった法律ができて、今無償という形で続けていますけれども、私もそういった形でやるべきでないかなというふうに思っております。それが町村負担でどうだということになりますと、今子供たちが減少しているからこそ、例えば修学旅行、見学旅行等の個人負担分のバスの負担、今回27年度で予算措置していただきましたけれども、その分の自己負担額が大幅にふえてくる、そういった時代になってきています。今回学校、保護者要望があったものは、そういったものに何とか対処してもらえないだろうかということで、27年度予算に修学旅行と見学旅行のバス代の半額補助という予算を措置しました。それと、今教育委員の中に

も保護者教育委員というのがありますので、その辺の保護者からの情報を得た中で、今小中で英語検定ですとか漢字検定やっていますけれども、そういった検定料にもお金かかるということなものですから、そういったものもぜひ考慮してほしいということで、それも1回見る形で予算措置させていただきました。あと、教材等についての負担については、考え方としては個人で使うものについては個人負担していただく、みんなでするものについては町が負担するという形で見ております。かつて平成十二、三年ころですかね、保護者負担を求めて、全額町負担だったのが3年かけて20%、40%、60%という形で保護者負担が全体の6割という形になっていました。でも、財政が好転するに従ってそういったものを徐々に改正されてきて、今は持ち出し年間五、六千円くらいの形になっておろうかと思えますけれども、これについても将来的には考えていきたいと思えますけれども、全体的で小中合わせて100万くらいなのかなと思っています。ただ、27年度については、今冒頭申し上げたようにバスの補助、修学旅行、見学旅行のバス代補助、それから検定料ということで予算措置、それも100万くらい見えていますので、今の段階ではそういった形で考えておりますということで、ただ私の考え方としては、今の時代はもう義務教育の無償化というのはそういった学用品費も含めて国は無償化にすべきだという考え方持っています。

○8番（真貝政昭君） 医療費と同じように考えると、子供の医療費は国が見るべきなのです。何で我々がやらなければならないか、みんな経済支援です。教育のほうも同じです。経済支援です。こういう流れで国にやらせるというのが自治体の役目でもあり、先進性があると思います。わかりました。それで、細々とは比較しませんけれども、平成元年ころと30年たった今とでは子供の数は激減状態です。前オオツカ先生が校長先生でいらっしゃった。15年ぶりに来た。半減、3分の1に子供の数が減っているのにびっくりしたと。すごい状況で減っているわけでしょう。当時平成元年ころこれにかけた町の予算というのはどれほどだったかといったら、今の数字で大体わかります。だから、そういう面からも、さほどの額でないのです。これは、地方の運動です。自治体の運動です。国にそういう姿を見せて道、国にアピールしていくというのがやはり重要なことなので、後ろ向きの答弁でなかったの、前向き答弁だというふうに私今理解しましたので、ぜひとも検討をさらに重ねていていただきたいなと思います。

次に移ります。ほほえみくらすに至る急な坂道ですけれども、昨年倶知安町議会が視察に見えまして、あの坂の急な実態にはびっくりしまして、高校生といえどもこれだけの坂があるとは思わなかったというのが実際の声でした。それで、入居者に伺いましたら、やはり足が達者な方でも下りはともかく、上りが参ると。そして、実際に上りおりできないお年寄りにしても、今ほほえみくらすでいろいろと対応してくれていますけれども、自由に出入りができないという不満が、特に冬です。非常に不満が募っているようです。調査費がつきまして希望が見えたのですけれども、ある方は高齢なものですから、生きているうちに自由に町なかに行き来できるようになれるだろうか、いやいや、安心なさいと、調査費がついたから何とかなるかもしれないというふうに言っていますけれども、見通しはどうなのでしょう。余りにも高齢な方も結構いますので、希望的な見通しを示してあげないと町としてはだめだろうと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） この件につきましては、昨年12月の定例会でも一般質問で岩間議員からご

質問がございました。今議員おっしゃったとおり、新たなアクセス道路を含めた調査結果をもとに今内部で検討中でございます。調査報告書では、今ある道路をロードヒーティングする案、それから現道を線形改良する案のほかに、新しいルートとして4つの案が提案されております。これも本当にさまざまございまして、今後のスケジュールとしましては、今月末までに内部協議を終えて、施設利用事業者であり、かつ指定管理者である古平福社会のご意見も伺いながら、4月下旬の国の補助金要望までに整備方策を決定したいというふうを考えております。ですから、仮に整備方策が決定して、国庫補助申請するわけでございますけれども、総括でも申し上げましたけれども、工事の着工は平成28年度からというふうになります。本当に今の道路は急勾配ということでございすけれども、高齢者が徒歩で往来できるような勾配緩やかな道路というふうになりますと、最低でも500メートル以上の距離になります。ですから、ある程度足の丈夫な高齢者は500メートルでも耐えられるかもしれませんが、弱い人はちょっと無理だなと、途中まで行って帰ってくるという人もありますけれども、そういうことで、いろいろ考えれば考えるほど難しい問題が、課題があります。ですから、今検討中でございますので、もうちょっと待っていただければと思います。

○8番（真貝政昭君） エスカレーターは無理だと思いますので、ぜひお願いします。

それから、5件目のごみ袋ですけれども、なるほどなと思ったのは生ごみです。緑色の小さい袋なのですけれども、80を過ぎるとあの小さい袋いっぱい生ごみは持てないそうです。それで、ためておきますとにおいの問題があるし、お金がかかる袋ですから、節約する意味でもいっぱいにして出そうと思えば持てない。ちっちゃい緑色の袋ができないものだろうか、そしたら持てる。財政的なつくる費用がありますので、どうかとは思うのだけれども、聞いてみてくれないかという声が多数ありましたので、伺う次第です。

○町長（本間順司君） わかります。確かにコストはかかります。小さくなればなるほど大きい袋よりはかかるというようなことございまして、ある程度大量に購入しなければならない。そうすると、保管場所も今少ないというようなことございまして、また長く保存することによって袋の劣化だとか、そういうものも課題になってくるのかなということございまして、なかなか名案がないということございまして。10リッターを5リッターにしたという場合には1枚当たり15円というふうな金額になりますので、それ以上のコストが懸念されるということございまして。ですから、今申し上げました袋の在庫の保管場所及び保管方法、購入する量につきましてこれから検討してまいりたいというふうに思っております。平成27年で小型家電リサイクルの実施、あるいは雑紙、ミックスペーパーの収集も検討することとしておりますので、現在3種類3規格のごみ袋に対しての検討もあわせて行ってまいりたいというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 有料化にしたらこういう課題が出てくるのかなというふうにつくづく思った次第です。ぜひとも検討を進めていただきたいなと思う次第です。

最後に、合同墓なのですけれども、喫緊の課題というご答弁前にありましたけれども、この案件は各議会で話題になるようです。それだけ深刻な問題、課題になっているようです。平成27年度でどのような方向性が出るのかわからないのですけれども、町長、大体スケジュールとしてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○町長（本間順司君） 今年度27年度において、12月の定例会でも行政報告で申し上げましたけれども、余市町と広域での火葬場の整備について協議するというふうになってございますので、単独でやるか、広域で整備するかという、そういうものの結論を出したいなと思っておりますので、合同墓につきましてはそれらの結論がある程度出てから検討してまいりたいと。ですから、町有地等の建立する場所、そういうものも検討してまいりたいなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 余市との協議はどれくらいまでを限度にして決めるというふうに前に述べられていましたか。

○町長（本間順司君） 担当者間では協議は一応していますけれども、まだ上層部には具体的には上がっていったいない。ただ、副町長あたりまではそういう話は上がっていますので、余市町のスケジュール等もございますけれども、いついつまでというふうにはまだ決まっていない状況です。

○議長（逢見輝統君） 以上をもって一般質問を終わります。

#### ◎日程第11 意見案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、意見案第1号 泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める要望意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める要望意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 意見案第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、意見案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第13、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

### ◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第14、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

### ◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といた

します。

議会運営委員長から、会議規則第72条第2項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第16、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時40分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員